

平成27年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第18条の6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について
 - 日程 4 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 5 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 6 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 7 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 8 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 11 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 議案第1号
- 日程 5 議案第2号
- 日程 6 議案第3号
- 日程 7 議案第4号
- 日程 8 議案第5号
- 日程 9 議案第6号
- 日程 10 議案第7号
- 日程 11 議案第8号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君 | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君 | 21番 | 飯塚恒雄君 |

6番	小貫和子君	22番	篠崎惣壽君
7番	吉岡一仁君		
8番	山本陽子君	24番	野口克行君
9番	松田守君	25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君	26番	山下恭一君
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

欠席委員

23番 澤邊雅之君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

9月5日（土） 第18回あずまミルククイーン収穫祭
於 稲敷市 あずま生涯学習センター
出席者 高須一郎会長職務代理者

9月16日（水） 茨城県農業会議第421回常任会議員会議
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭会長、森川春樹局長

午後3時5分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成27年9月の稲敷市

農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は、31名でございます。欠席委員は23番、澤邊雅之委員の1名でございます。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、16番、宮本 昇委員、17番、坂本富男委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）

それでは審議に入ります。報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号6番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約
通知について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、松山字辺田下、田、2筆、998平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、阿波崎字居待堂、田、1筆、1,566平方メートルでございますが双方の都合により合意解約するものでございます。

よろしく、ご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）4ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、合計3件でございます。

受理番号1番、上馬渡字上馬渡、田2筆、8,997平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号2番、浮島字関谷ほか1地区、田6筆、5,550平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

受理番号3番、駒塚字野添ほか1地区、田9筆、12,794平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上3件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しな

いものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございますが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番は農林振興公社の案件ですので調査報告は省略いたします。受理番号2番について宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○16番（宮本 昇君）16番、宮本です。受理番号2番について報告いたします。9月18日、小貫委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主にレンコンを栽培している兼業農家であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、・・・軽トラであります。農作業従事日数は、妻と2人で150日であります。経営面積58アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号3番について報告いたします。9月18日に森田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台所有しています。農作業従事日数は150日あります。経営面積725アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付
について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので、事務局は受理番号2番を除いて説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。

稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について2件でございます。

受理番号1番、三次字三次、田1筆、3、129平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号 受理番号1番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番について、宮本 昇より報告願います。

○16番（宮本 昇君）16番、宮本です。受理番号1番について報告いたします。さる9月18日、小貫委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機とコンバイン、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、220日であります。経営面積310アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり、証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、受理番号2番を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に川嶋 昇委員が該当しますので、32番、川嶋 昇委員の退室を求めます。

〔川嶋 昇委員退室〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）

受理番号2番、太田字中郷、田1筆、1,445平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で受理番号2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号2番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号2番について報告いたします。さる9月24日、濱田委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、とコンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は、250日であります。経営面積は2,207アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」受理番号2番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり、証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が、終了しましたので、32番、川嶋 昇委員の入室許可いたします。

〔川嶋 昇委員入室〕

日程 6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、蒲ヶ山字後原、畑1筆、354平方メートルについてでございますが、申請人が既に貸駐車場用地として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、下須田字新屋敷、田1筆、畑1筆、628平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は全体計画1,501.42平方メートルのうち628平方メートルが農地で、非線引き区域、農振農用地区域外、一部土地改良区域内除外済、一部土地改良区域外であり、農地区分は一部第1種農地、一部第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号1番について、さる18日、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで問題なく、貸し駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、黒田より報告をお願いいたします。

○11番（黒田 仁君）11番、黒田です。受理番号2番について、さる18日、根本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を

認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、蒲ヶ山字後原、畑1筆、1, 222平方メートルについてでございますが、申請人が貸駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、古渡字馬場、田2筆、1, 159平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君）10番、村山です。受理番号1番について調査報告いたします。さる18日、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、貸し駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当である

と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君）24番、野口です。受理番号2番について、さる18日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものと考えられます。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）8ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、駒塚字東原、畑1筆、309平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、浮島字竹ノ下、畑2筆、385平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より工場敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出され

ております。

受理番号3番、上之島字十文字、田3筆、畑3筆、757平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和50年2月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君） 27番、飯沼です。受理番号1番について、さる18日、篠崎委員と松本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○16番（宮本 昇君） 16番、宮本です。受理番号2番について、さる18日、小貫委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から工場敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、私、4番、加納より報告いたします。受理番号3番について、さる18日、関口委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) よろしく申し上げます。

9ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、9件、24筆、59,843平方メートル、再設定が、4件、11筆、39,901平方メートル、合計13件、35筆、99,744平方メートルについての利用権設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、中山字中山ほか1地区、田4筆、8,275平方メートル、

受理番号2番、中山字曾根ほか1地区、田5筆、6,963平方メートル、

受理番号3番、中山字中山ほか1地区、田3筆、9,340平方メートル、

受理番号4番、角崎字角崎、田2筆、1,804平方メートル、いずれの4件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積259アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号5番、信太古渡字東区、田2筆、7,299平方メートル、

受理番号6番、古渡字内浦、田2筆、2,544平方メートル、

受理番号7番、鳩崎字余郷入ほか1地区、田2筆、8,267平方メートル、

受理番号8番、鳩崎字野原、田2筆、5,861平方メートル、

受理番号9番、鳩崎字野原、田2筆、9,457平方メートル、いずれの5件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積584アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号10番から13番の再設定の詳細につきましては、議案書とおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。以上説明を終わります。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
（中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）12ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものです。

今回は、8件、田41筆、92,321平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番から8番の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) 14ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の(案)に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。

今回の配分計画(案)は、8件、田41筆、92,321平方メートルについてです。

借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者で、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われまます。

受理番号1番から8番の配分計画(案)の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

